

令和4年第4回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

令和4年6月6日（月曜日）

議事日程第1号

令和4年6月6日（月曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第36号から同第39号まで
- 日程第6 議案第40号
- 日程第7 議案第41号
- 日程第8 議案第42号
- 日程第9 議案第43号から同第45号まで
- 日程第10 議案第47号
- 日程第11 議案第46号
- 日程第12 請願第2号及び同第3号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第36号から同第39号まで
- 日程第6 議案第40号
- 日程第7 議案第41号
- 日程第8 議案第42号
- 日程第9 議案第43号から同第45号まで
- 日程第10 議案第47号
- 日程第11 議案第46号
- 日程第12 請願第2号及び同第3号

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

1番	利根川	正君	2番	阿部	裕和君
3番	横山	人美君	4番	新保	峰孝君
5番	松尾	徹郎君	6番	伊藤	麗君
7番	田原	洋子君	8番	渡辺	栄一君
9番	加藤	康太郎君	10番	東野	恭行君
11番	保坂	悟君	12番	田中	立一君
13番	和泉	克彦君	14番	宮島	宏君
15番	中村	実君	16番	近藤	新二君
17番	古畑	浩一君	18番	田原	実君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田	徹君	副市長	井川	賢一君
総務部長	渡辺	孝志君	市民部長	小林	正広君
産業部長	大嶋	利幸君	総務課長	渡辺	忍君
企画定住課長	中村	淳一君	財政課長	山口	和美君
能生事務所長	高野	一夫君	青海事務所長	猪股	和之君
市民課長	川合	三喜八君	環境生活課長	猪又	悦朗君
福祉事務所長	磯貝	恭子君	健康増進課長	池田	隆君
商工観光課長	大西	学君	農林水産課長	木島	美和子君
建設課長	斉藤	浩君	都市政策課長	五十嵐	博文君
会計管理者	嵐口	守君	ガス水道局長	樋口	昭人君
会計課長兼務	竹田	健一君	教育長	靄本	修一君
消防長	磯野	豊君	教育委員会こども課長	嶋田	猛君
教育次長	小野	聡君	教育委員会生涯学習課長	穂苅	真君
教育委員会こども教育課長	山本	喜八郎君	中央公民館長兼務 市民図書館長兼務	山川	直樹君
教育委員会文化振興課長 市民会館長兼務			監査委員事務局長		

〈事務局出席職員〉

局 長 松 木 靖 君 次 長 松 村 伸 一 君
主 査 水 島 誠 仁 君

〈午前10時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより、令和4年第4回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、2番、阿部裕和議員、12番、田中立一議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る5月30日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

古畑浩一議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

おはようございます。

去る4月19日及び5月30日に議会運営委員会が開催されましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

本日招集されました第4回市議会定例会に提出された議案は、お手元配付の議案書のとおり、専決処分の承認が5件、令和4年度補正予算が3件、財産の取得が3件、その他が1件の合計12件のほか、諮問案件が2件です。

このうち、専決処分議案のほか、議案第41号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）につきましては、本日、初日に、また、人権擁護委員候補者の推薦についての諮問2件については、

最終日に委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくこととしております。

〔「議長、暫時休憩してください」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前10時02分 休憩〉

〈午前10時03分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

○17番（古畑浩一君）

このうち、専決処分議案のほか、議案第41号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）につきましては、本日、初日に、また、人権擁護委員候補者の推薦についての諮問2件については、最終日に委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくこととしています。

その他の議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会付託の上、ご審査いただくことで委員会の一致を見ております。

次に、会期につきましては、本日から6月23日までの18日間とし、日程につきましては、お手元配付の日程表のとおりであります。

また、一般質問につきましては、期日までに申入れがあった方は16名であります。これを初日5名、2日目5名、3日目4名、4日目2名で行うこととしております。

また、請願の取扱いについて申し上げます。

請願第2号、30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願、請願第3号、緊急事態に関する国会審議を求める請願の2件が受理されております。これらは、総務文教常任委員会へ付託の上、審査願うことといたしました。

委員長報告につきましては、総務文教、建設産業及び市民厚生各常任委員長から、閉会中の所管事項調査について、その経過を報告したい旨の申出がありますことから、本日の日程事項としております。

次に、議会運営についてであります。まず、議会の会議における欠席事由の取扱いについて事務局から説明を受け、確認をしております。

会議を欠席する場合の公務については、あくまでも議員派遣や委員派遣、広域連合や一部事務組合の議会への出席、議会を代表して議長や委員長が会議に出席する場合を想定するものであるということであり、各議員におかれましては、議会における公務を優先に活動願うこととしております。

なお、このほかの欠席事由の想定につきましても、タブレットの議会運営委員会、5月30日のフォルダーに資料が保存されておりますので、ご確認ください。

次に、タブレットを使ったペーパーレスの取組については、現在、会議録等の一部資料について進めているところでありますが、それ以外の資料等についても各議員の希望を確認する中で、議会関係の資料等のペーパーレス化を図っていくこととしております。

このほか、議会選出監査委員の在り方について、2常任委員会制について、議員の兼職につきましては、引き続き取り組むことで委員会の一致を見ております。

ほかにも議論が交わされておりますが、特段報告することはございません。

最後に、昨年度末に設置となりました議場の映像配信用のカメラとスピーカーであります。本日が最初の使用になります。より鮮明な映像で配信できることと、スピーカーの増設により、質疑の際、お互いの声が聞き取りやすくなることから整備をしたものであります。より活発な議論になることが期待されるものであります。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月23日までの18日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月23日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

日程第3．行政報告

○議長（松尾徹郎君）

日程第3、行政報告について、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

令和4年第4回市議会定例会の招集に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

初めに、私ごとではございますが、4月13日に新型コロナウイルスに感染したことが判明し、

1 2 日間自宅にて療養させていただきました。市民の皆様にご感染予防をお願いしている中で、私自身が感染してしまい、ご心配とご迷惑をおかけいたしました。

引き続き、職員一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、全力で市政運営に取り組んでまいります。

さて、本定例会におきましては、専決処分の承認をはじめ、補正予算など、議案 1 2 件と諮問 2 件のご審議をお願いいたしたいものでございます。

この機会に 8 点について、ご報告申し上げます。

最初に、4 月 2 7 日に開催のコンプライアンス調査推進特別委員会においてご意見をいただきました元職員との面会については、5 月 1 2 日に元職員の雇用主である会社の顧問弁護士に、違算の経緯等について聞きたい旨を依頼し、5 月 2 5 日付で回答をいただきました。

同弁護士からは、本人は、社会での更生に向けて現在の業務に専念できる環境を整えている状況であり、令和 4 年 1 月 1 2 日付、市への通知書の回答協力の依頼をしないようにとの申入れと同様の申入れがあり、元職員との面会はかなっておりません。

次に、屋内プール増築設計業務の違算については、本人との面会がかなわなかったことから、理由は分かりませんでした。正しく積算すると予定価格が変わり、落札者も変わることも判明し、大変遺憾であると捉えており、再発防止に向けた対策を講じております。

また、違算のあった設計書により執行した入札において、落札者と契約を締結したことにつきましては、重く受け止めております。

2 点目に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況及び 4 回目のワクチン接種について、ご報告申し上げます。

3 回目の接種率は、6 月 5 日現在、7 5 . 9 %であります。

また、4 回目の接種につきましては、6 0 歳以上の方及び 1 8 歳以上で基礎疾患を有する方、そのほか重症化リスクが高いと医師が認める方を対象に接種を開始いたしております。

今後も国からの指示に従い、関係者と連携して進めてまいります。

3 点目に、大糸線利用促進輸送強化期成同盟会第 1 回振興部会の開催について、ご報告申し上げます。

5 月 1 9 日に大町市において、大糸線沿線の自治体、商工団体等で構成し、J R 西日本がオブザーバーとして参加する第 1 回振興部会が開催されました。

部会では、構成団体により取組が報告され、J R 西日本からは路線の利用状況が報告されたところであります。

今後は、持続可能な路線としての様々な方策が議論されることとなります。

4 点目に、令和 4 年度土砂災害防止功労者表彰受賞について、ご報告申し上げます。

令和 3 年 3 月に地滑り災害が発生した来海沢地区におきましては、深夜に発生した災害にもかかわらず、1 人の犠牲者も出さず、迅速な避難行動を完了できた地区としての、このたび国土交通大臣表彰を受賞されました。日頃からの訓練と防災意識の高さ、地域コミュニティの連携の緊密さが評価されたものであり、来海沢地区の対応や取組について市民に周知し、防災意識の高揚につなげてまいります。

また、来る 6 月 2 6 日、日曜日には、市内の各地区に参加を呼びかけ、糸魚川市防災訓練として

住民避難訓練を実施する予定であり、訓練を通じて、安全かつ迅速な避難体制の構築、地域防災力の向上に努めてまいります。

5点目に、日本ジオパークネットワーク理事長の交代について、ご報告申し上げます。

5月26日に開催されました令和4年度日本ジオパークネットワーク総会の承認を得て、5月28日をもって理事長を退任いたしました。

平成21年の発足以来から今日までの13年間にわたり、ネットワークの強化は、糸魚川ジオパークの振興につながるという思いで、ジオパーク活動を推進してまいりました。現在、会員は56地域に増え、ジオパークの輪は着実に広がっております。また、組織体制や財政運営も安定してきていることから、今が時期と判断いたしました。今後は、新たな理事長を支え、日本ジオパークの発展に向けて、関わってまいりたいと考えております。

6点目に、黒姫山の開発行為の変更協議について、ご報告申し上げます。

5月13日に明星セメント株式会社から、黒姫山の開発行為の変更協議書が提出されました。

現在、同社とデンカ株式会社がそれぞれ採掘を行っている鉱山は、採掘可能な鉱量が限られているため、田海鉱山を拡張し、黒姫山の南斜面を両社共同で開発したいというものでございます。

市といたしましては、ジオパーク協議会の学術調査委員会が行った現地調査に基づく答申を踏まえ、開発地に生息する動植物の保護や採掘後の植栽や緑化に努めるなど、景観に配慮することとの意見を付して、申請先である県へ提出いたしました。

今後は、開発による市民生活への影響や地質資源の保全と活用について調整を図ってまいります。

7点目に、デンカ株式会社の営業拠点の新設について、ご報告申し上げます。

同社は、製造販売の連携強化に向けた組織体制構築による顧客満足度の向上を目的に、糸魚川駅前のヒスイ王国館にインフラ事業営業拠点を新設し、4月1日から営業を開始いたしております。

本営業拠点は、本社セメント部の営業機能の移管のほか、新潟支店等の5拠点が統合されております。北陸新幹線の利便性を生かして、同社の事業活動が、ますます活発になるよう期待いたしております。

最後に、本年度の公共事業関係予算の当初内示状況について、ご報告申し上げます。

お手元に配付いたしました行政報告参考資料をご覧ください。

まず、令和4年度予算の市営事業につきましては、31件で概算17億3,000万円の内示でありました。

県営事業につきましては、50件で概算50億6,000万円、国の直轄事業では、10件で概算50億3,000万円となっております。

なお、詳細につきましては、資料のとおりであります。補助対象事業費は変更となる場合もありますので、ご了承願います。

以上、8点について、ご報告申し上げます。

議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松尾徹郎君）

これで行政報告は、終わりました。

日程第4．所管事項調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第4、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、それぞれ常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、閉会中の令和4年5月13日に市外調査を行い、午後から机上で所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

調査地は、上越市オーレンプラザ子どもセンター及び妙高市青少年学習施設わくわくランドあらい、調査内容は、施設の整備及び運営状況等についてです。

まず、上越市オーレンプラザ子どもセンターについて、当センターは、2017年9月にオープンした複合施設「市民交流施設高田城址公園オーレンプラザ」内にあり、現地では、上越市から子どもセンターの運営を受託しているNPO法人マミーズ・ネットから説明を受けております。

同センターは、ゼロ歳から小学3年生までの子供とその保護者を対象に、季節や天候に関わらず、子供を安心して思い切り遊ばせることのできる空間と、子供の一時預かり室を併設した子育て支援の核となる施設で、親子で一緒に遊びながら、共に育ち合い、楽しく子育てができるよう、日常的な交流の中で必要なニーズを拾い上げて支援につなげる構図と、利用者の自己決定を尊重したスタッフの支援、各家庭に合った子育てサービスのコーディネートを行っています。

次に、妙高市青少年学習施設わくわくランドあらいは、2017年3月に既存の施設をリニューアルオープンした社会教育施設で、現地では、妙高市教育委員会生涯学習課及び指定管理者のわくわくランドあらい運営委員会から、施設の概要、運営の方針について説明を受けております。

同施設は、併設されている理科教育センターとともに、子供たちの自主性や協調性、創造性を育むことを目的とし、遊びや学習の体験・活動を通じた発見と創造の機会を提供し、幅広い分野のクラブ活動や教室を行っています。また、屋内外には大型遊具も整備されています。運営は、運営委員会の職員を中心に、高齢者を含めた幅広い年代の約90名のボランティアと協力員によって行わ

れています。

午後からの机上調査において、委員より、いずれの施設も市内の子供に限定せず、市外、県外の利用者の割合が非常に多い点において、市の税金を使うことになるが、交流人口を増やす取組として、糸魚川のあそこに行ってみたいと言われるような特徴のある施設、糸魚川の魅力をアピールできるような支援施設は必要。また、点数や学歴より基礎学力に重点を置くことや、いろいろなものに興味を持ってもらう仕掛け作り、環境づくりが大切であり、各個人の特性や得意分野があったりして世の中が回っていることに、子育て期間のうちに気づいてもらえるような施設を市は目指してほしいという意見。地域で子供を育てるという体制づくりには、学校と教育委員会としっかりタッグを組む必要がある。また、大きな固定的な遊具はすぐに飽きる。子供は遊びの天才で、親が要らないから捨てるというものまで使って遊び、その遊び方をほかの子に伝えている。子育て支援はいいことだが、建設ありきではなく、現存の使える施設の整理も必要ではないか。市民が支援センターを必要としているのか、未来の子供たちに借金を残すことにならないような観点での検討も必要という意見がありました。

また、支援する人材について、妙高市では、子育て支援という名の下に、高齢者の生きがいの場、自分のスキルを未来の子供たちに還元できる場となっているすばらしい取組があった。市においても雪国という制約はあるが、既存の施設を使って回遊的に高齢者も巻き込んだ子育て支援の方法も考えていくべき。建物よりもソフトの部分は大切に、リードする人材を、県や国の力を借りてでも、あるいは近隣の大学や上越市、妙高市の経験ある方からヒントを頂き、市でも育成していくという視点も必要という意見がありました。

支援の内容については、保護者には、土日や長期休暇中も施設が利用できるのは大きな魅力。また、実際に子育てで悩んでいる保護者の情報を集め、保護者にフィードバックすることや、サービスの押し売りではなく、保護者の自己決定を尊重した支援の在り方も十分に学ぶ必要があるという意見がありました。

ほかにも、市全体の子供の施設や整備、運営について多岐にわたって意見がありましたが、今後も調査を行っていくという形で意見の一致を見ております。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、4月22日に中心市街地活性化について、5月17日に観光振興について、所管事項調査を行っておりますので、主な内容と調査の概要についてご報告いたします。

まず、中心市街地活性化については、雁木修景事業について、駅北地区における無電柱化工事期間の延長について、駅北子育て支援施設の基本計画策定委託について調査をしております。

雁木修景事業については、担当課より、4月1日現在、市が整備した雁木は延長で58メートル、民間で整備した雁木は延長で103メートル、合計16か所、延長で161メートル。雁木の再建割合は67.1%、現在工事を進めているところもあり、雁木本体に対する支援を令和8年度末まで延長し、今後も雁木のある町並み整備を推進してまいると説明がありました。

委員より、民家で雁木を作る場合の個人負担額について質疑があり、担当課より、300万円の事業の場合、個人負担額は15万円になると答弁がありました。

また、委員より、現地で雁木を見て、きれいになったと喜んでいるが、既存の雁木が大分傷んできており、相対して見栄えが悪い部分もあるが、どのように考えているかとの質疑に対して、担当課より、本町通りは景観不燃化ガイドラインの適用箇所、雁木を建て替える場合の補助制度はある。修景的な部分への支援は、本町通り商店街理事会等で意見交換し、検討したいと答弁がありました。

次に、駅北地区における無電柱化工事期間の延長については、担当課より、資料に基づいた工事概要と期間延長となった理由について説明があり、委員より、工事が延期となったのは、市が協議していたNTTの窓口が工事の窓口ではなかったという内部の連絡ミスと、それを分からなかった行政のミスで4か月遅れたということかとの質疑があり、担当課より、12月10日にNTTに工程の確認をしたところ、NTTと業者との契約が2月下旬と判明した。市も同じNTTグループなので、工程調整はしていたと思っていた。連携がうまくいってなかったと住民説明会でNTTがおわびをしたと答弁がありました。

委員長より、行政側が工程管理を怠ったがゆえに、今のような状況になってしまい、電柱の引き抜き跡の補修工事によって、本町通りの商店の皆さんにご迷惑等をおかけすることについては大いに反省をしていただきたいと求め、担当部長より、いろんな事情はあるが、市がきちんと工程管理、工程の調整を行っていれば4か月までは行かずに、まだ短くなった。あるいは工程どおりに事が進んでいたと思われる。沿線住民の皆様、商店街の皆様、関係する皆様にご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げますと謝罪の言葉があり、また副市長より、NTT側の事情もあるが、管理でき

ていなかったことについては反省をし、近隣住民の方、事業者の皆さんにおわび申し上げるとともに、今後の進捗管理はしっかり行ってまいりたいと答弁がありました。

次に、駅北子育て支援施設の基本計画策定委託については、担当課より、子育て支援施設の整備手法、機能、規模、概算工事費、スケジュール等を定める基本計画策定を目的とし、昨年6月24日から業務を進めている。現在、施設機能を精査しているが、再度、民間事業者への聞き取り調査が必要であり、計画策定が7月以降にずれ込む可能性が高い。

3月8日、糸魚川商工会議所から提出をされた意見書と、地元の皆様や子育て世代の皆様、関係団体の意見と併せ、検討を進めてまいると説明があり、委員より、住民の聞き取りの後に民間事業者へ話を聞くのか、市外の事業者から話を聞いた後に民間事業者から話を聞くのかとの質疑に対して、担当課より、PFI等の経験がある業者から話を聞いて調査したい。UR都市機構でプレサウンディングを実施したので、市内サウンディングもUR都市機構の協力で実施したい。基本計画の素案ができれば、次は、市民や関係団体と懇談したいと答弁がありました。

また委員より、委託業務内容と委託期間が延長となった場合に委託料が追加となるか質疑があり、担当課より、施設の場所、整備方針、内容、入る機能についての計画書を作ることが業務となっており、期間の延長で委託料を増額することはないと答弁がありました。

また委員より、市として見学や調査を行っているかとの質疑に対し、担当課より、子育て支援施設ということでは調査をしていないが、復興事業として他市に研修に行かせていただいた。市の行政課題である子育て支援施設と地元の皆様の意見の要素を計画敷地の中に入れ込む部分は、建設産業常任委員会と都市政策課の業務であり、子育て部分の運営は、総務文教常任委員会とこども課の分野になる。基本計画の策定段階からこども課同席の下で業務を進めており、この先も都市政策課も一緒に協議を進めていくと答弁がありました。

ほかにも質疑が交わされていますが、割愛いたします。

次に、観光振興については、ジオパーク観光の取組について、権現荘及びシーサイドバレースキー場の指定管理料について調査をしております。

ジオパーク観光の取組については、4月22日に委員会協議会で訪れた親不知コミュニティロード、親不知レンガトンネル、ピアパーク施設の概要と課題について、入込数について資料に基づき説明を受けました。その中で、施設の老朽化と設備の更新、あんこう祭りなどのイベントの活用、ワーケーション等に対応した体験型観光などが課題として挙げられました。

委員より、コミュニティロードの樹木伐採やブラタモリ撮影場所の看板設置、おさかなセンターの臭い、ピアパーク施設の建て替えについて質疑があり、担当課より、検討・対応していく旨の答弁がありました。

ほかの委員より、コミュニティロードの落石が危険との指摘があり、副市長より、市道であり、崩れている箇所も把握しているので、点検し、対策を打って安全確保に努めると答弁がありました。

このほかにもコミュニティロードやレンガトンネルの防犯カメラの設置について、ヒスイの活用と販売のルールづくりについて、携帯電話でソフトバンクが通じない場所の解消についてなど、闊達な質疑が交わされていますが、割愛いたします。

権現荘及びシーサイドバレースキー場の指定管理料については、資料に基づき説明があり、権現荘は、収支差引はマイナス625万2,000円、最終的な補填額は290万6,900円、今年度

の補填額の合計は2,000万6,900円となり、指定管理者能生町観光物産センターは約2,333万円を持ち出す。

シーサイドバレースキー場は、収支差引はマイナス160万2,000円、指定管理者との協議を重ね、指定管理料の追加支出は行わないとのこと。

委員より、シーサイドバレースキー場の営業した日と人件費について質疑があり、担当課より、12月29日から3月21日までオープンし、途中2日間休んだ。人件費の増額分128万8,000円は、コロナ禍で従業員の確保が難しく単価を上げて雇っていたと答弁がありました。

委員より、権現荘の諸経費の節減について、営業時間の延長と休日を減らす要望があり、担当課より、広告費は落とせるところは落としたが、これまでの宣伝のためか売上は増えた。現在、夜7時までの営業だが、日帰り客が回復すれば時間を延長したいと答弁がありました。

別の委員より、3月の補正額1,020万円のうち、執行額は290万7,000円で残額が結構大きかった。補正の時点で各種給付金受給の予定が示されず、結果として949万円を受給した。補正への対応におけるシーサイドバレースキー場との違いについて伺いたいと質疑があり、副市長より、3月補正の時点で1,020万円の補正に合わせた資料で説明したが、国の補填等をしっかり見込まないまま予算を編成してしまったことは反省をしていると答弁がありました。

委員より、コロナの対策で地元の人が使いつらくなっている現状への質疑があり、担当課より、コロナ禍での営業ということで厳しい対応を取らせていただいたが、コロナに対する考え方が変わりつつあり、適切に判断して対応できるようにしていきたいと答弁がありました。

委員より、指定管理者との協定書に、コロナの感染症についてのリスク分担を設けるなど、公の施設に共通の基準となるガイドラインの制定を提言した。検討は進んでいるかとの質疑があり、副市長より、協定を途中で覆すのは難しいと思う。提言いただいたコロナのリスク分担は、大まかではなく補填についてを具体的に必要があると思う。更新の時点で明記するように考えており、議会に説明する機会があれば、させてもらいたいと答弁がありました。

これに対し委員より、委員会で指定管理料の補正の話になると同じような議論となる。私たちも判断しづらいし、指定管理者においても、もらえらと思っていただ指定管理料がもらえない事態になっている。その部分を明確にして議論ができるようにしてほしいとの意見が出されました。

その他、次の指定管理に向けて危惧する質疑については、副市長より、これまでどおりの指定管理となるか、あるいは一定の指定管理料を出す中で継続していくのか、あるいは別の方策となるのか探りながら早急に検討し、議会とも相談させていただきたいと答弁がありました。

ほかにも闊達な質疑が交わされ、意見が出されていますが、割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の閉会中の所管事項調査報告といたします。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それでは、ちょっとお聞かせいただきたいんですけど、権現荘に対するコロナの、いわゆるリスク分担に対する補正額であります、1,700万円でしたかね。その中における、執行額が二百六十何万ですか、ちょっとよく聞き取れなかったんだけど、そこら辺の流れというのは、ご存じのように議会というのは予算に対しても厳しいし、その執行率に対しても厳しい。これざっと計算して26%か28%ぐらいになった場合に、何でそんなに低い積算根拠になって、何で低いのか。積算根拠がどうだったかということは、委員会の中で論議されましたか。たしか建設産業常任委員会というのは、私たちの反対を押し切って、委員会審査で可決させた委員会ですよ。この補正については、妥当性があるから通しましょうということをやりましたよね。これ完全に、その積算根拠が曖昧だったということになりませんか。その辺について、各委員の発言ですとか委員会の中でしっかり話し合われたんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

幾つかご質問の点があったかと思いますが、委員長報告は会議録に基づいての中でしか申し上げられませんので、会議録の一部を読ませていただきまして、説明に代えさせていただきたいと思えます。

権現荘の部分であります、収支の差引きは、マイナス625万2,000円となる。3月の補正額1,020万円の中から290万7,000円を支出し、残りの729万3,000円を予算残とするものである。円単位での補填額となるので、290万6,900円が最終的な補填額となるという説明がございます。

また、12月補正における1,710万円の補填額につきましても再検討を行いました、補填額上限の1,710万円に変更はありません。今年度の補填額の合計は、2,000万6,900円となり、令和2年に行った全額補填とは異なり、指定管理者である能生町観光物産センターは、約2,333万円を持ち出すこととなりますという行政側の説明がございました。

説明に対する委員からの質疑の内容に関しましては、よろしければ、いま一度論点をお聞かせいただいて、そこに該当する部分があれば、ご説明をしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

基本的には、この権現荘に対する指定管理料、指定管理はないが、その分、コロナに対するリスク分担を出すべきだと。これは令和2年から出してますよね。その額は、常に変動しています。

したがって、私は議員となった年から、積算根拠を明確にして、どこまでが赤字で、どこまでがリスク分担なのかということも明確に委員会の中でも審査するようにとお願いした。さらに3月議会のところでは、これは積算根拠が曖昧であり、経営実態等についてしっかりと確認していないということから、この審査は明確に、慎重にやるべきだと言いましたよね。そのとき建設経済常任委員会は、このリスク分担に対する考え方は、金額も含めて妥当であるという委員会の審査の結果を

出しています。委員会審査可決だ。全員一致だったかな、全員一致ということはないね。賛成多数によって出てる。それによって本会議の最終的な判断も変わっていく。

ということだ。我々が要望したように、建設産業常任委員会は、しっかりとした積算根拠についての審査が甘かったんじゃないか。予算委員会の中で私が指摘したまん延防止法協力金のことについても知らなかった。ただ、それについて調べた結果、大幅なリスク分担の減額になって、合計の予算執行率が26か28になってるはずだ。

我々は、予算に対しても厳しいし、予算執行率も厳しい。根拠のないものについては、特に厳しい。そういうことを建設産業常任委員会の中でしっかり話し合われたかと。これは、ほかの議案やものと違って、それぞれ歴史に基づくのが、この権現荘。そして、田原委員長は、建設産業常任委員会として、いや行政のやることは認めよう、予算は認めようという形の中でやってきたんでしょう。だから、個人的に言えば、委員長並びに建設産業常任委員会委員の皆さんは、はっきり言って顔を潰されたんじゃないですか。かばったら、結局は私の言うとおりになったということだ。ほら見ろ、計算し直してみな。支出額は、全体のバランスを考えてやってるの。行政はしっかりやりますということで通しましたよね、補正予算。今回、全然執行率が低い。このことについて、各委員会の委員は怒らなかったんですか。建設産業の委員長は、何で怒らなかったんですか。せっかく通したのになら、それが妥当だと思ったのに、そういう説明だったんじゃないかと。あれも計算していない、この補助金も足されていない、この協力金も頭、この文章の中に全くない。それらを差引き、引いていったら、執行率が25か26%の290万ほどになっていたと。これ委員長、委員の皆さんも、これやっぱりでたらめ過ぎる内容について怒るべきだと思いますが、この1点どうですか。その辺の委員の話合いというものはなかったもんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

お答えいたします。

古畑議員の思い、ご意見は、委員長としてもしっかりと受け止めたいと思いますが、お答えできるのは、会議録に基づいてと、先ほどの委員長報告でございますので、その中から該当すると思われる部分について、もう一度、ご説明をさせていただきます。

委員より、3月の補正額1,020万円のうち執行額が290万7,000円で、残額が結構大きかった。結果として、949万円を受給した。3月補正の時点で1,020万円の補正に合わせた資料で説明したが、国の補正、補填等をしっかり見込まないまま予算を編成してしまったことは反省しているという副市長の答弁がございました。

また、指定管理者との協定書におきましては、コロナの感染症についてのリスク分担を設けるなど、公の施設に共通の基準となるガイドラインの制定を提言したが、検討は進んでいるかと質疑が出されまして、副市長より、協定を途中で覆すのは難しいと思う。提言いただいたコロナのリスク分担は、大まかではなく補填について具体的にする必要があると思う。更新の時点で明記するように考えており、議会に説明する機会はあればさせてもらいたいという答弁がございました。

また、委員より、委員会で指定管理料の補正の話になると、同じような議論となる。私たちが判

断しづらいし、指定管理者においてももらえらると思っていた指定管理料がもらえない事態になっている。その部分を明確にして議論ができるようにしてほしいと意見が出されまして、また、ほかに指定管理に向けて危惧する質疑も出されまして、副市長より、これまでどおりの指定管理となるか、あるいは一定の指定管理料を出す中で継続していくのか、あるいは別の方策となるのか、探りながら早急に検討し、議会とも相談させていただきたいと答弁がされております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

リスク分担なり指定管理料なり、また運営するに当たって行政と交わした契約どおり、私はお金を支払うべきだと思います。

ただ、その支払うべき金の内容、そこをしっかりと精査してやってほしいと、やっぱりつくづく思いますよ。今の委員長のお話によりますと、補填額を見込まないでそのまま予算計上してきたという、私もそうだろうと思いましたがね。それを認めた議会、委員会の責任は大きいと、私は思います。

今後、こうしたものにつきましては、算出根拠なり、しっかりとほかの議員の声も耳に入れて、審査してほしいと思いますよ、つくづく。その原資となるのは税金であり、ましてや今回のリスク分担の補填金につきましては、全く市民の血税であるということ。基本的には、必要なお金は使うべきだし、約束したものはちゃんと支払うべき。

ただ、不必要なものや増額なものは払っちゃいけないと思います。ただ、この続きは私の考え方になりますから、一般質問でやらせていただきたいと思います。常任委員会のほうでも、委員長報告に対する質問は、これにて終わりにしたいと思います。

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中 中立一君登壇〕

○12番（田中 中立一君）

市民厚生常任委員会では、閉会中の6月1日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告させていただきます。

調査項目は、新型コロナウイルス感染症対策についてで、内容は、新型コロナウイルス感染症発生状況についてと、新型コロナウイルスワクチン4回目接種についてであります。

まず、新型コロナウイルス感染症発生状況については、担当課より、今年2月以降の市内の発生状況は、5月27日時点で692人が感染し、集団感染も福祉施設関連で2施設、小中学校関連で4校、幼稚園・保育所等関連で5園、スポーツサークル関連で1団体、高等学校関連で1校の計13団体で確認されている。

2月24日より開始した自宅療養となった方で、希望する方に食料品等の生活支援物資をお届けする感染者生活支援事業は、感染者の急増により、4月25日から配送業務をタクシー業者への委託に変更したことなどの説明がありました。

委員より、集団感染など、感染者が低年齢化している要因についての質疑があり、担当課より、低年齢層ではマスクの着用が徹底できないことや給食時にマスクを外すこと、ワクチン接種が高齢者から順にスタートしたので低年齢層の接種が遅れたことなどが考えられるとの答弁がありました。

委員より、感染者生活支援事業の申込みから配送までの体制についての質疑があり、担当課より、配送はタクシー業者が行うことになったが、申込受付は、引き続き市で行っているため、土・日は受付できないことから、申込みの時間が遅くなると配送まで日数を要してしまっている。今後、なるべく早く配送できるように努力したいと答弁がありました。

また委員より、新型コロナウイルスに感染し、宿泊施設や自宅で療養した場合に生命保険の給付金請求手続きができる場合があることや、その手続きに必要な証明書の発行についての質疑があり、担当課より、保健所で証明書を発行しているが、感染者数が多いと発行までに日数を要しているようである。給付金請求手続き等に関する周知をどのような形でできるか検討したいと答弁がありました。

次に、新型コロナウイルスワクチン4回目接種については、初めに担当課より、5月30日時点での3回目の接種実績について報告があり、65歳以上の接種率は90.5%、12歳以上の全体の接種率は74.2%である。全体の接種率は、2回目接種実績の91.2%より低い状態だが、2回目接種からまだ5か月経過していない方もいるため、現在も接種は継続中であり、今後増えていく見込みであるとのことでした。

4回目接種については、対象者は、60歳以上の方全員と、18歳以上で基礎疾患を有する方及び、その他重症化リスクが高いと医師が認める方である。接種券は、5月27日から60歳以上で3回目接種後5か月を経過した方から順次送付している。18歳以上の基礎疾患を有する方等は、接種希望者からの申請に基づき接種券を送付する。個別接種は、市内開業医において6月1日から実施している。集団接種は、糸魚川総合病院旧なでしこにおいて9月から10月、中能生地区公民館において7月から11月に予定しており、巡回接種は、旧市振小学校において10月2日、小滝地区小体育館において10月5日に予定している。ワクチンは、対象者数を超える量の配分計画があり、市の在庫は5月25日時点で1万1,700回分あるとのことでした。

委員より、異動の時期における転入者等への対応についての質疑があり、担当課より、人それぞれ

れにケースが異なることから確認作業に時間を要することはあるが、しっかり対応している。転入者のワクチン接種については、ワクチンナビあるいは電話で対応しているが、分かりにくい面は市へ問合せをお願いしていると答弁がありました。

委員より、4回目接種の対象者についての質疑があり、担当課より、4回目の対象者については、デルタ株からオミクロン株に変わったことにより、感染予防よりも重症化予防に効果が高いことから、重症化リスクが高い方など、医師と相談して接種していただきたい。今後、対象者が拡大する可能性もあると答弁がありました。

委員より、接種による副反応についての質疑があり、担当課より、市内で重大な副反応が出たという報告は受けていないが、ワクチン接種による健康被害の申請を1件受け付けていると答弁がありました。

また委員より、巡回接種に徳合地区がないことについての質疑があり、担当課より、地元との協議の中で、各個人で医療機関での接種を希望するという意見があったことから、今回は計画に至らなかったと答弁がありました。

このほか、若干の質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査について報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

〈午前11時03分 休憩〉

〈午前11時15分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第5．議案第36号から同第39号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第36号から同第39号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第36号は、市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法の一部改正によるものであります。主な改正点は、個人住民税における住宅ローン控除の適用期間の延長、固定資産税における商業地等の土地に係る負担調整措置等でございます。

議案第37号は、都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法の一部改正によるものであります。改正点は、固定資産税と同様、商業地域、商業地等の土地に係る負担調整措置であります。

議案第38号は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、改正点は、課税限度額の引上げと新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る保険税について、減免期間を延長するものであります。

議案第39号は、介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、改正点は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した第1号被保険者に係る保険税について、減免期間を延長するものであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

川合市民課長。〔市民課長 川合三喜八君登壇〕

○市民課長（川合三喜八君）

議案第36号、第37号及び第38号の資料に基づき、糸魚川市市税条例等の一部を改正等について、ご説明申し上げます。

今回の専決処分につきましては、令和4年度の税制改正に関連した地方税法等の一部を改正する法律等が、令和4年3月31日に公布されたことに伴い、関係する条例を改正し、同日付で処分を行ったものでございます。

議案第36号の糸魚川市市税条例等の一部を改正する条例につきまして、主な改正点を申し上げます。

市民税関係では、所得税の住宅借入金等特別税額控除の適用者について、所得税額から控除しきれなかった額を個人住民税における控除限度額の範囲内で控除する措置の期間を延長と、上場株式等の配当所得等に係る所得税と個人住民税の課税方式を一致させる措置であります。

固定資産税関係では、商業地等の土地に係る負担調整措置が緩和され、5%から2.5%になり

ました。

その他、引用法令の項ずれに伴う改正であります。

次に、議案第37号の糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、固定資産税と同様に、商業地等の土地に係る負担調整措置の緩和であります。

その他、引用法令の項ずれに伴う改正であります。

続きまして、議案第38号の糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、高所得者に応分の負担をいただくための課税限度額の引上げであり、医療分が2万円引上げとなり65万円に、後期分が1万円引上げとなり20万円となりました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険税の減免期間が、令和5年3月31日まで、1年間延長となりました。

説明は、以上です。よろしくお願いたします。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内とさせていただきます。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第36号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第37号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第38号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第39号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第6．議案第40号

○議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第40号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第40号は、令和3年度一般会計補正予算（第15号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ8億1,486万6,000円を追加いたしております。これは、主に決算を見込む中で所要の調整を行うものであります。

歳出の主なものは、2款総務費では基金積立金の追加、7款商工費では復興まちづくり賑わい推進事業の追加、12款公債費では償還利子の予算整理であります。

次に、歳入につきましては、給付金等の特定財源のほか、所要の一般財源については、交付金、地方交付税等を充当いたしました。

なお、繰越明許費の補正は、第2表のとおりであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長から説明いたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

では、私のほうから主な点をご説明させていただきます。

議案第40号は、一般会計補正予算（第15号）の専決処分でありまして、令和3年度一般会計予算の最終調整を行う補正でございます。

初めに、歳出からご説明いたします。

予算書の14、15ページをお願いいたします。

2款1項3目、財産管理費の26、基金積立金におきましては、決算見込みによる余剰金の一部を財政調整基金、減債基金、福祉基金及び公共施設等総合管理基金へ積立てを行い、今後の財政運営に備えたいものでございます。

また、森林環境整備基金積立ては、森林環境譲与税の今年度事業への充当残を積み立てるものでございます。

ふるさと糸魚川応援基金及び福祉基金の一部につきましては、寄附金の額の確定によりまして、積立額の整理を行うものでございます。

4目企画費、21、ふるさと糸魚川応援寄附金事業は、ふるさと納税が見込みよりも増額となったため、返礼品等の費用を追加、7款1項2目、商工業振興費、43、復興まちづくり賑わい推進事業は、本町通り雁木整備工事費の整理と路面舗装への補助1件の追加、12款1項2目、公債費、1、償還利子は、額の確定による整理補正でございます。

次に、歳入について、ご説明いたします。

10、11ページをお願いいたします。

10ページ、2款地方譲与税から、12、13ページの11款地方交付税につきましては、所要の一般財源として追加をしております。

18款1項2目、総務費寄附金、ふるさと糸魚川応援寄附金、3目民生費寄附金、社会福祉振興寄附金は、寄附額の確定による追加で基金のほうへ積立てをしております。

19款1項1目、基金繰入金は、駅北大火復旧復興基金繰入金で、復興まちづくり賑わい推進事業の財源としております。

歳入の説明は、以上でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正になりますが、第2表のとおりで、記載の15事業の繰越明許費の追加と1事業の繰越額の変更でございます。

説明は、以上になります。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第7．議案第41号

○議長（松尾徹郎君）

日程第7、議案第41号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第41号は、令和4年度一般会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ2,960万円を追加いたしたいものであります。

歳出では、低所得の子育て世帯への生活支援として、1人5万円の給付金を支給する費用であります。

歳入につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金の事業費補助金と事務費補助金の国庫支出金を充当いたしました。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

議案第41号、一般会計補正予算（第1号）をご説明いたします。

最初に、補正の内容につきまして、資料でご説明いたします。

お手元に配付いたしました議案第41号資料、一般会計補正予算第1号の概要をご覧ください。
子育て世帯生活支援特別給付金の支給について。

1、目的につきましては、コロナ禍において物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯への生活支援として給付金を支給するものでございます。

2、対象者につきましては、（1）の児童扶養手当を受けている方、（2）の児童手当または特別児童扶養手当を受けている方で、令和4年度住民税均等割が非課税の方、（3）として、児童の養育者のうち令和4年度住民税均等割が非課税の方、または新型コロナの影響により収入が減少し、（1）、（2）の方と同水準となっている方でございます。

3、給付額は、児童1人当たり一律5万円。

4、支給時期につきましては、上記対象者の（1）の児童扶養手当を受けている方は、申請不要で6月中に支給を予定しております。

（2）の対象者の方につきましては、課税の状況を確認後、こちらも申請不要で6月下旬以降、支給を予定しております。

（3）の対象の方は、申請により7月以降、随時支給をまいります。

5、支給対象児童数は、560人、330世帯を見込んでございます。

6、予算措置は、歳出予算では、子育て世帯生活支援特別給付金事業で、生活支援特別給付金と電算システム改修委託料など事務費で、歳入は、全額国の補助金でございます。

それでは、議案書に基づきまして、ご説明いたします。

まず、補正予算額につきましては、2,960万円の追加であります。

初めに、歳出からご説明いたします。

予算書の10、11ページをお願いいたします。

3款2項2目、子育て支援費は、子育て世帯生活支援特別給付金事業で、先ほどご説明いたしました内容で、事務費を含めまして2,960万円を補正するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

8、9ページをお願いいたします。

15款2項2目、民生費補助金は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金と給付事務費補助金でございます。

説明は、以上になります。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8．議案第42号

○議長（松尾徹郎君）

日程第8、議案第42号、財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第42号は、財産の取得についてでありまして、小中学校で事業に使用する大型モニターセットを92台配備するものであります。

契約金額は、2,379万3,000円で、契約の相手方は、田辺商事株式会社糸魚川営業所であります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第 9．議案第 4 3 号から同第 4 5 号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第 9、議案第 4 3 号から同第 4 5 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 4 3 号は、字の変更についてでありまして、県営農地環境整備事業により、字の整理をするため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 4 4 号及び議案第 4 5 号は、財産の取得についてでありまして、老朽化した除雪車両の更新を行うものであります。

議案第 4 4 号は、除雪ドーザ 1 1 トン級、マルチプラウ・スノーバケット付 1 台で、契約金額は 2, 1 6 7 万円で、契約の相手方は、糸魚川重機工業株式会社であります。

議案第 4 5 号は、除雪ドーザ 1 1 トン級、マルチプラウ付 1 台で、契約金額は 2, 0 2 9 万 5, 0 0 0 円で、契約の相手方は、糸魚川重機工業株式会社であります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第 1 0．議案第 4 7 号

○議長（松尾徹郎君）

日程第 1 0、議案第 4 7 号、令和 4 年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第47号は、令和4年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ1億5,520万円を追加いたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第11．議案第46号

○議長（松尾徹郎君）

日程第11、議案第46号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第46号は、令和4年度一般会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ4億5,497万6,000円を追加いたしたいものであります。

歳出の主なものは、2款総務費ではデジタル活用推進事業の追加、3款民生費では市営保育所整備事業の追加、4款衛生費では新型コロナウイルスワクチン接種事業の追加、8款土木費では住宅店舗リフォーム支援事業（新型コロナウイルス感染症対応）の追加。

次に、歳入につきましては、それぞれ所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源については、前年度繰越金を充当いたしました。

なお、繰越明許費及び地方債の補正は、第2表及び第3表のとおりであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

付託区分につきましては、お手元に配付してあります議案付託表によって、ご了承願います。

日程第12．請願第2号及び同第3号

○議長（松尾徹郎君）

日程第12、請願第2号及び同第3号を一括議題といたします。

本定例会において受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第2号及び同第3号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

〈午前11時44分 散会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員